

国際関連情報 国際会議等

AOSSG 年次総会報告

ASBJ 専門研究員 てづか 手塚 ふみひと 史
 ASBJ 専門研究員 はなざわ 花澤 のりひろ 徳裕

I. はじめに

アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体によって、2009年11月に組成されたネットワークである。

2020年11月24日及び25日の2日間、第12回 AOSSG 年次総会が開催された。2019年より議長国はインドが務め、副議長国はスリランカが務めている（議長国及び副議長国の任期は2年。副議長国が次の議長国になることになっている。）。本年度は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) パンデミックにより、予定されていたネパールでの開催が中止となり、ウェブ

会議の形式で実施された。年次総会には、20の法域¹ から、約80名が参加したほか、国際会計基準審議会 (IASB) からは Hans Hoogervorst 議長、Sue Lloyd 副議長、Ann Tarca 理事、鈴木理加理事ほかが参加した。企業会計基準委員会 (ASBJ) からは、小賀坂委員長ほかが出席した。

以下、本稿において主な議題に関する議論の概要を報告する。

II. AOSSG 年次総会の概要

第12回年次総会の議題は、次のとおりであった。

	議 題	担 当
2020年11月24日		
1	議長及び主催国による挨拶	インド
2	IASB の活動状況	IASB
3	共通支配下の企業結合	IASB、香港

1 今回の年次総会に参加した法域は、インド（議長国）、スリランカ（副議長国）、日本、オーストラリア、バングラデシュ、中国、ドバイ、香港、インドネシア、マレーシア、マカオ、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、韓国、ウズベキスタンの20の法域であった。本稿において、会計基準設定主体の表記は、ASBJを除き、法域名（国又は地域名）を記載している。

4	個別財務諸表の作成に関する諸問題	インド
5	IFRS 第9号及びIFRS 第17号の適用と課題	ブルネイ
2020年11月25日		
6	継続企業の開示	オーストラリア・ニュージーランド
7	継続企業の開示に関するインドネシアの見解	インドネシア
8	清算に関する国際会計基準の必要性	サウジアラビア
9	Hans Hoogervorst IASB 議長の退任挨拶	IASB
10	IFRS 適用状況 (モンゴル)	モンゴル
11	IFRS 適用状況 (パキスタン)	パキスタン
12	韓国における IFRS 第 17 号の調査と適用上の問題点について	韓国
13	IASB の情報要請：中小企業 (SMEs) 向け IFRS 基準の包括レビュー	マレーシア
14	総括等	IASB、スリランカ、インド

(1) IASB の活動状況

IASB の Sue Lloyd 副議長、Ann Tarca 理事、鈴木理加理事により、次の項目を含む IASB の活動状況のアップデートが報告された。

- まもなく発行される IFRS 基準の修正
 - 会計方針及び会計上の見積り (IAS 第 8 号の修正)
 - 開示に関する取組み—会計方針
- コンサルテーション
 - 一般的な表示及び開示
 - 中小企業 (SMEs) 向け IFRS 基準のレビュー
 - 企業結合—開示、のれん及び減損
 - 共通支配下の企業結合
 - IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、IFRS 第 12 号の適用後レビュー
 - 料金規制活動
 - 経営者による説明
 - 開示に関する取組み—的を絞った基準レベルでの開示のレビュー

- 開示に関する取組み—中小企業 (SMEs) である子会社
- IAS 第 21 号の狭い範囲の修正
- IFRS 第 16 号の狭い範囲の修正
- その他のプロジェクト
 - 動的リスク管理
 - 資本の特徴を有する金融商品
 - その他のリサーチ・プロジェクト及びリサーチ・パイプライン
 - 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金 (IAS 第 12 号)
 - 引当金—的を絞った改善 (IAS 第 37 号)
- IFRS 解釈指針委員会の業務
- 次の 5 年間の構想 (2022 年から 2026 年)

(2) 共通支配下の企業結合

IASB スタッフから、共通支配下の企業結合 (以下「BCUCC」という。) に関する 2020 年 11 月公開のディスカッション・ペーパー (DP) の内容について、プロジェクトの概要、測定方法の選択及び取得法並びに簿価法の適用

方法等の紹介がなされた。

また、香港の会計基準設定主体の代表者から、本 DP に対する AOSSG の対応方針について、AOSSG BCUCC サブ・ワーキング・グループの予備的見解の入手（2021 年 3 月）並びに包括的見解の入手（2021 年 6 月上旬）、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議での AOSSG 見解の発表（2020 年 6 月下旬）及び AOSSG のコメント文書の IASB への提出（2021 年 8 月中旬）等の計画が示された。

その後の質疑応答では、BCUCC 取引については一般的に簿価法を適用して会計処理する AOSSG メンバーの法域があること、BCUCC プロジェクトが焦点を当てる移転先企業の会計処理と移転元企業の会計処理との整合性、公開企業に対する取得法の要求と免除に関する意見等が聞かれた。

(3) 継続企業の開示

ニュージーランド及びオーストラリアの会計基準設定主体の代表者より合同で、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における継続企業の開示に関する発表が行われた。COVID-19 下において、財務諸表利用者からより多くの開示を求める声が高まっていることや、国際監査基準では IFRS 基準で要求されている以上の開示が期待されているとの調査結果を踏まえ、ニュージーランド及びオーストラリアの国内基準では追加的な開示要求を規定したことなどが紹介された。また、インドネシアからは、発表された論点についての自国におけるリサーチ結果が共有され、その後、サウジアラビアから、清算ベース会計基準の開発が必要との意見が発表された。

本セッションでは、企業が継続企業でなくなった場合の基礎となる追加ガイダンスが必要かといった点や、IASB は継続企業の開示を検討するプロジェクトを実施すべきかといった点

などについて、AOSSG メンバーの間で議論が行われた。

(4) Hans Hoogervorst IASB 議長の退任挨拶

2021 年 6 月で任期満了を迎える IASB の Hans Hoogervorst 議長によるスピーチが行われた。任期中に関わったプロジェクトや、アジェンダ・コンサルテーションといった今後予定されるプロジェクトについて触れ、AOSSG メンバーの継続的な協力と貢献について謝意が述べられた。

(5) 韓国における IFRS 第 17 号の調査と適用上の問題点について

韓国の会計基準設定主体の代表者より、AOSSG メンバーが IFRS 第 17 号「保険契約」の適用時期及び適用方法を決定するための一助となることを目的として、AOSSG メンバー国の適用計画とその適用上の問題点についての調査結果が報告された。加えて、韓国の保険業界における IFRS 第 17 号、第 9 号「金融商品」の検討状況等について報告が行われ、AOSSG メンバー間で議論が行われた。

(6) 総括等

本会議の総括として、最初に IASB の Sue Lloyd 副議長より、AOSSG の各法域が直面した IFRS 基準適用上の課題を共有し、様々な考えについて議論することができる AOSSG 会議への参加を毎回有意義に感じている旨と、今回も参加者との議論から、新しいプロジェクトやアジェンダ・コンサルテーションに対する多くのインプットを得ることができたことに対する感謝の意が述べられた。

また、スリランカの会計基準設定主体の代表者から、2021 年の AOSSG 年次総会はスリランカで開催予定である旨が発表された。

最後に、AOSSG の議長国であるインドの代

表者より、対面での会議は叶わなかったが、本会議における実りある議論は、AOSSGメンバー間の継続的なコミュニケーションと、

IASBとの協力関係から生まれたとする感謝の意が述べられた。

